

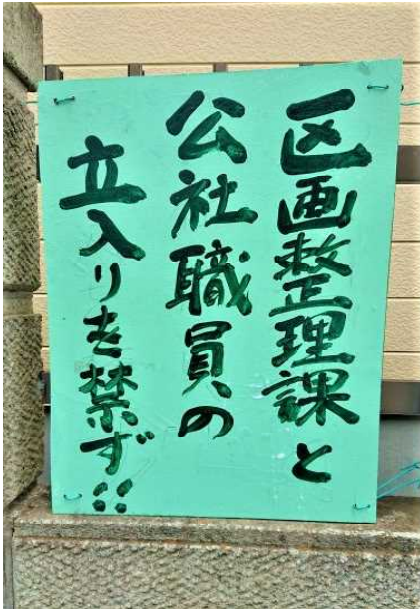
# 「住民合意のない区画整理」反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会2019(R元)7/19 No.250 世話人:山下一夫 羽東1


## 期間15年延長の「第3回事業計画変更」に抗議し、 住民負担の大きい西口区画整理に協力しません！


\* 現道を活かした「まちづくり」に転換を。


### 牛坂に新しく5枚立った看板




環境アセスの市の説明では、  
区画整理の目的は、  
「モノレールと幹線道路  
建設のための用地の確保」  
目的に賛成で、「用地の確保」  
に協力したければ、土地をタ  
ダで提供すれば良い。  
俺はとでも協力できないか  
ら、彼らを玄関に入れないし、  
挨拶もしない。  
(中島さんからの投稿)

  
マンションもアパートも、  
ほとんどの家屋1000軒  
が移転する。こんな時代錯誤の  
計画は、止めるべきです！  
家の建替えにも自費がかかる。

  
最大幅が40mもある巨大  
な道路や幹線道路の歩道  
幅が皆5m〜5.5mなんて、都心で  
もめつたにないぞ！これも減歩や  
清算金で差し出せという事業だ。

  
清算金をいくら徴収され  
るかは、事業の最後に決ま  
るといふ。何百万円か。何十年後  
に子や孫に迷惑かける事業反対。

  
道路を先に造つたり、「集  
団移転だ！」と圧力をか  
けて住民を追い出す羽村市の  
やり方は、犯罪的だわ。



先行取得地を30カ所に分散して、換地の横に付けたりしている。換地が不公平で納得していない。移転しません。



2度の引越、仮住まい、家の建替えが生活を壊す。駅前では仮住まいが十年以上の人もいる。住民軽視で無責任だ。



区域の約1割の「都市整備用地」4万㎡を使えば、現道を活かした負担の少ない整備ができる。早く変更すべき。



私の家まで来ましたよ。広めの範囲で家屋調査の挨拶をして、移転させることのできる家屋を探しているのです。玄関払いしました。

## 羽村市は、「集団移転をしなければ再築補償が出ない」と迫る！

市街地での区画整理は、憲法の財産権や生存権から、もともと「再築補償」が当然だ。

(土地区画整理事業移転補償実務マニュアルの平成15年掲載でも、既成市街地の場合は80%が再築補償だった。)

主に災害地域等を中心に行う「集団移転」。市は、早く家を壊し、更地にしたいがために、住民が知らないことを利用して、圧力をかけ強行しています。住民を馬鹿にした「人権感覚の無いやり方」です。

## —6月市議会— 多くの議員が第3回事業計画変更疑問

山崎議員：2回目事業計画変更で違法判決が出て、市は高裁に控訴した。ところが市は3回目の変更をして、原告に取り下げろと言っている。控訴したのは市だ、取り下げるのは市ではないか。

区画整理でいう、「通常移転」とはどういうものか？

石川部長：移転先が空いた状態で移るのが「通常移転」。再築もあるが曳家中心。

山崎：換地先に新居を建て、移転してから旧家屋の解体をするのが通常の「直接移転」。一番住民の負担が少ないが、市は無視している。

## 羽村の将来を見据え、事業の在り方を考えていくべき

印南議員：平成15年4月に、平成33年(令和3年)末で終わるということで始まった事業。会議録等を見直しても、これは何とかなる出来るんだと議会にも説明している。

ところが5月14日の市議会・全員協議会でペーパー1枚で、出来ないと出てきた。それを見たとき、15年延伸しても42ha全部は無理だろうと思った。中止した場合、このようなリスクがある、縮小した場合はこんなふうになると、比較対象が無ければ、「羽村市が決めた事なんだから、市民は黙って従っていけばいいんだ」という印象を与えてしまう。

石川部長：平成27年度からの実績を踏まえ、その内容をもって事業計画変更をした。

印南：市債の発行は、借金なので返すのは次の世代。市民サービスまで削減せざるを得ない状況で、この区画整理だけが、市債・借金でまかないながら、少しも計画を変えずにやり続けるのは、市民からも理解を得るのは難しくなるのではないか。

石川：バランス感覚を持って、事業の実施にあたっていきたい。

印南：この事業が終了するとされている2,040年前後には就業人口が1,200万人減る。東京の人口に匹敵する働き手が日本から消滅する時代がやってくる。3人に一人が65歳以上の高齢者となる時代。その時に、今のような市民サービスが維持され、街の活力を失わないようにするために今から計画を立て、その困難に立ち向かっていかなければならない。

そんな中で、この事業を完成するまで少しも変えない。ブレーキも一時停止も考えないというのは、これから急激に迎える時代の変化に対して、リスクマネジメントがなさ過ぎる。

## 3回変更計画は、仮住まい期間が長引き、住民に大きな負担

門間議員：65歳以上の方が仮住まいを5年すれば70歳になってしまう。悠久の時間ではない。延長期間を30年から15年に変更し、強行していくということだけはあってはならない。住民生活にどのような影響が出るかを考えているか。

石川部長：中断期間（仮住まい）の最も長いのは、5～6年。平均1年6ヶ月。

特に高齢者は、大変な精神的な負担があると思うので、しっかり対応したい。

鈴木議員：新事業計画の事業費が、何故66億円も増えるのか。

石川：集団移転手法を使いながら、その範囲を広げながら短縮を図っていくため。

鈴木議員：少子高齢化で福祉や社会保障でお金がかかる時代に、信じられない感覚。時間を金で買う。しかも反対者が多い事業を何が何でも進めていこうという事。駅前12年後、令和13年度に完成したいという。区画整理事業を選んだが故に、12年間も放置するという話になっているのではないか。

大橋から上がってくる都道3・4・12号線は、令和11年にはJRの東部踏切までつなげる予定との話があったが、橋の拡幅工事は東京都がやると言っていて、まだ始まっていない。それとは無関係に令和11年に出来る見通しを描いているのか。

石川：一つの例で、小作立体も区画整理で都市計画道路の用地を空け、かなりの期間、青梅線と平面交差だった。立体交差部分は将来管理者の東京都が改めて認可、事業化して着手をしていくので今の段階で具体的に述べる状況でない。

#### 反対の会コメント

小作立体を例に出すが、時代も道路の規模も全く違う。これから人口が減少する。市は「計画から時間も経ったので、3・4・12号線の通行量等の調査をし、立体や道路幅の再検討が必要と、市も都も認識している」と答弁している。40m幅や大橋への2重構造等、不明なまま住民から多大な減歩・清算金を取る。

## 「集団移転」は、みんなが賛成している所でやるべき手法だ！

鈴木：3次変更で、中断移転が556軒から772軒になり、仮住まいの長い方が議員 何百件も増える。その苦勞は大変なものになるでしょう。

そして、集団移転の場合、自分の人生をそんなことで本当は変えたくないが、集団のプレッシャーも怖いという方が当然いらっしゃる。そういう方も670軒から853軒へと著しく増える。

この新事業計画は、時間をお金で買ったというだけでは無くて、住民負担を著しく増やす計画になっているんじゃないか。

石川：プレッシャーや負担を感じる事が無いよう、しっかり寄り添い進める。

鈴木：事業をやってる中で、協力していただけない方が当然出てきますね。この新事業計画は、そういう方が一人もいないという計画になっていませんか。

石川：協力頂く為の努力を続けながら、別な所に展開を図っていく手法も使う。

## 「2月までに移転せよ」と、市の都合で権利者に強要

水野：都の補助金は、3月末で切られる。だから動いてくれと・・・。

議員 当事者から聞いたが「直前に家財道具を放り出された」みたいな話があった。年度ごとに額をもらうために、これだけやらなければいけないというような話になっているのではないのか。

石川：事業計画書に掲載されている金額は、市が上限として申請出来る権利がある。

水野：市長は、ことあるごとにハード面に着手したと言うが、人の心はソフト。人の心にどう添うかが事業の正否を握る。市民を悲しませない進め方をすべき。

### 羽村駅西口区画整理事業第2回計画変更決定取り消し裁判

#### 東京高裁 第1回口頭弁論のお知らせ

7月29日(月)午後3時30分～ 約10分

場所: 霞ヶ関 東京高等裁判所 8階の 809法廷  
—どなたでも傍聴できます。—

**皆さん 看板を付けましょう！ 相談は下記まで連絡を。**

山下一夫

山崎陽一

神屋敷和子